

使用料計算方法

ここでは、以下の項目について説明します。

- ・映画上映
- ・映画以外（映像ソフト）の上映
- ・デジタルサイネージ

映画上映

主に映画会社（製作会社、配給会社）から提供を受けた上映用媒体（フィルム、DCP等）で行う上映会等において、主催者が手続きをする場合¹の使用料です。

※上映用媒体が業務用DVDなどの場合はこちらをご確認ください。

映画1本上映1回の使用料（下表）×上映回数

| 入場料 | 定員500名未満 | 定員1000名未満 | 定員1500名未満 | 定員1500名以上 |
|------------------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| 150円未満 | 400円 | 600円 | 800円 | 1,200円 |
| 300円未満 | 600円 | 800円 | 1,200円 | 1,600円 |
| 450円未満 | 800円 | 1,200円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 600円未満 | 1,000円 | 1,600円 | 2,000円 | 2,400円 |
| 750円未満 | 1,200円 | 2,000円 | 2,400円 | 2,800円 |
| 900円未満 | 1,400円 | 2,400円 | 2,800円 | 3,200円 |
| 1,050円未満 | 1,600円 | 2,800円 | 3,200円 | 3,600円 |
| 1,200円未満 | 1,800円 | 3,200円 | 3,600円 | 4,000円 |
| 1,350円未満 | 2,000円 | 3,600円 | 4,000円 | 4,400円 |
| 1,500円未満 | 2,200円 | 4,000円 | 4,400円 | 4,800円 |
| 1,650円未満 | 2,400円 | 4,400円 | 4,800円 | 5,200円 |
| 1,800円未満 | 2,600円 | 4,800円 | 5,200円 | 5,600円 |
| ～ 入場料が150円 増すごとに | ～ 200円を加算する | ～ 400円を加算する | | |

¹ 以下に該当する場合をいいます。

- (1) 全国興行生活衛生同業組合連合会（全興連）加盟の映画館以外で洋画を上映する場合
- (2) 上映場所に係らず、映画上映について許諾手続きが完了していない上映用媒体（フィルム、DCP等）の提供を受けて上映する場合（映画上映許諾手続きが完了しているか、提供元にご確認ください。）

映画以外（映像ソフト）の上映

音楽が含まれる映像ソフト（DVD、Blu-ray 等）を上映する場合の使用料です。

※デジタルサイネージで上映する場合の使用料は[こちら](#)をご確認ください。

映像ソフトの種類を以下のとおり分類しています。該当する使用料をご確認ください。

| | |
|-------|---|
| ①一般娯楽 | 劇場用映画、コンサート・ミュージカル・演劇などの催物を収録したもの、ミュージックビデオ |
| ②その他 | ① 以外 |

①一般娯楽

映像ソフト 1 本上映 1 回の使用料（下表）×上映回数

| 入場料 | 定員 500 名未満 | 定員 1000 名未満 | 定員 1500 名未満 | 定員 1500 名以上 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 150 円未満 | 400 円 | 600 円 | 800 円 | 1,200 円 |
| 300 円未満 | 600 円 | 800 円 | 1,200 円 | 1,600 円 |
| 450 円未満 | 800 円 | 1,200 円 | 1,600 円 | 2,000 円 |
| 600 円未満 | 1,000 円 | 1,600 円 | 2,000 円 | 2,400 円 |
| 750 円未満 | 1,200 円 | 2,000 円 | 2,400 円 | 2,800 円 |
| 900 円未満 | 1,400 円 | 2,400 円 | 2,800 円 | 3,200 円 |
| 1,050 円未満 | 1,600 円 | 2,800 円 | 3,200 円 | 3,600 円 |
| 1,200 円未満 | 1,800 円 | 3,200 円 | 3,600 円 | 4,000 円 |
| ～ 入場料が 150 円 増すごとに | ～ 200 円を加算する | ～ 400 円を加算する | | |

②その他

映像ソフト 1 本上映 1 回の使用料（下表）×上映回数

| 入場料 | 定員 500 名未満 | 定員 1000 名未満 | 定員 1500 名未満 | 定員 1500 名以上 |
|--------------------------|----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 150 円未満 | 120 円 | 180 円 | 240 円 | 360 円 |
| 300 円未満 | 180 円 | 240 円 | 360 円 | 480 円 |
| 450 円未満 | 240 円 | 360 円 | 480 円 | 600 円 |
| 600 円未満 | 300 円 | 480 円 | 600 円 | 720 円 |
| ～ 入場料が 150 円 増すごとに | ～ 60 円を加算する | | ～ 120 円を加算する | |

デジタルサイネージ

駅、空港や列車内等の交通機関、街頭や商業施設等に設置したデジタルサイネージにおいて、当協会で管理する著作物を利用した映像コンテンツ（CM や商品告知等を除く）を上映する場合の使用料です。

※お手続きには、「映像ソフト上映 1 申込書」及び「映像ソフト上映利用明細書」をご使用ください。

※CM や商品告知等のコンテンツを上映する場合の使用料は、[こちら](#)をご確認ください。

| | |
|-------------------|---|
| 上映回数 1,000 回まで | 120 円（上映 1 回の使用料）×上映回数（※） ※上映回数が 10 回を上回る場合には、参酌回数で算出します。 参酌回数は以下のとおり算出します。 ①100 回まで：上映回数×90% ②101～1,000 回：上映回数×80% |
| 上映回数 1,000 回超 | 1,000 回上映分の使用料（97,200 円）に、上映回数 1,000 回までを超えるごとに 1,200 円を加算した額（※） ※上映回数が 1,000 回を超える分について、1,000 回に満たない分の回数×80%（小数点以下切上げ）が 10 回相当未満の場合は、その回数相当の単価を加算します。 |

（計算例）

商業施設のデジタルサイネージにおいて、5,300 回上映した場合

$$\cdots 97,200 \text{ 円} \{120 \text{ 円} \times (100 \text{ 回} \times 90\% + 900 \text{ 回} \times 80\%) \} + \\ \{ (5,300 \text{ 回} - 1,000 \text{ 回}) \div 1,000 \text{ 回} (\text{※}) \} \times 1,200 \text{ 円} = 103,200 \text{ 円}$$

※…小数点以下を切り上げる

| 注意事項

1 端末台数の参酌

同一場所に複数のディスプレイを設置して上映する場合は、設置状況によりディスプレイ台数を参酌します（1 本の柱に複数のディスプレイを設置する場合は、1 台換算となります）。

2 許諾期間

許諾期間はコンテンツを上映する連続した期間で、最大 1 年間です。

上映終了後に再度上映する場合や上映期間が 1 年を超える場合は、別途手続きが必要です。

3 デジタルサイネージ内での複製等の取扱い

コンテンツを他媒体へ複製できない状態とし、かつ上映終了後にデータを削除することを条件に、許諾にデジタルサイネージ内のハードディスクや STB（セットトップボックス）への複製を含めます。ただし、CM 等広告目的の利用に伴う複製については、別途手続きが必要です。